

帝塚山学院大学における研究活動に携わる者の行動指針

帝塚山学院大学（以下「本学」という）における研究活動の基本方針は、各実践研究の成果を社会に還元することである。

本学における研究活動においては、研究の実施、報告又は審査における故意の捏造（データ又は実験等の結果を偽造することをいう）、改ざん（研究資料・機器・過程を不正に変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう）又は盗用（他の研究者の研究内容、研究結果または文章等を当該研究者の了解若しくは適切な手続きを経ることなしに流用することをいう）などの不正行為や公的研究費の不正使用（私的流用、不正受給、目的外使用又は不正経理等）に対して、教育に携わる帝塚山学院大学の職員であることを自覚し、以下の研究活動の基本的な指針に基づき行動し、不正に対しては毅然とした態度で対応すること。

- 一 研究活動は、日本学術会議が策定した「科学者の行動規範（平成18年10月3日）：別紙」を遵守して行うと共に、その成果は、社会に還元することを目的とする。
- 二 研究活動において、環境の安全、ヒトや動物の健康等に対して有害となる可能性のあるものを取り扱う場合は、関係法令・規則、学会等の指針等を遵守し、生命倫理を最大限に尊重する。
- 三 研究費は研究成果を社会に還元するための公的資金であることを十分認識して、関係法令・規則等を遵守して適正に取扱うこと。
- 四 研究費の取り扱いに関して疑問点、問題点が生じた場合は、各自で判断することなく、速やかに相談窓口にお問い合わせ、適切に対処する。
- 五 研究費の受け入れ・執行・管理等に携わる者は、不正使用を防止し、規則等の範囲内で研究を効果的に進めるよう業務を遂行する。また、常に組織的な対応を心がけて、不正防止に関する業務の改善・充実に努める。
- 六 不正・不適切な行為をした場合、あるいは発生の情報を得た場合は、当該行為を組織全体の問題として捉え、各自の職責、職務内容等にかかわらず、毅然とした態度で対応する。
- 七 若手研究者・学生に対して指導的立場である教職員は、研究活動における不正行為の禁止、研究・調査データの厳正な取扱い等、研究費の適正な使用等を教授することを常に心がけること。

以上